

総務文教常任委員会

R5.10.24(火)

午前10時00分～

全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告①

生涯学習部

○亀岡市人権尊重推進条例制定に係るパブリックコメントの実施について

○犬甘野児童館の耐震診断結果報告（速報）について

(2) 学校給食センター視察のまとめ等

(3) 行政報告②

教育部

○かめおか児童クラブについて

○学校給食について

3 その他

(1) 今後の活動について

(2) 次回の日程について

令和5年10月
総務文教常任委員会

【生涯学習部】

資料

- ・ 亀岡市人権尊重推進条例（案）に係るパブリックコメントの実施について
- ・ 犬甘野児童館の耐震診断結果報告（速報）について
- ・ 犬甘野児童館 位置図

亀岡市人権尊重推進条例(案)に係るパブリックコメントの実施について

■趣旨・目的

一人ひとりがお互いの人権を尊重し、お互いを認め合うなど、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していくための亀岡市人権尊重推進条例(案)の制定を進めることを目的に、当該条例に係るパブリックコメントを実施する。

■亀岡市人権尊重推進条例(案)

別紙のとおり

■審議等経過

令和4年10月 ～令和5年6月	亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員会を6回開催
令和5年7月1日	亀岡市人権条例(仮称)制定審議会条例施行
7月24日	第1回審議会(諮問)
8月25日	第2回審議会
9月29日	第3回審議会 ※人権条例案の確定
10月12日	市長への中間報告
10月24日	議会行政報告(総務文教)

■意見募集期間

令和5年11月1日(水)～令和5年11月24日(金)

■周知方法

- ①意見箱の設置(市役所庁舎 人権啓発課執務室、市民情報コーナー)
 - ②広報誌『広報かめおか11月号』に掲載
 - ③市ホームページに掲載
 - ④LINE市公式アカウントの活用
 - ⑤Facebook市公式アカウントの活用
- ※④及び⑤は、市ホームページへ誘導

亀岡市人権尊重推進条例（案）

前 文

市の取組

人権とは、すべての人が有している人間らしく生きる権利であり、将来にわたって守られるべき権利です。一人ひとりの不断の努力によって、かけがえのないこの権利を守っていくことが大切です。

本市では、人権尊重・平和を市政の最重要課題と位置付け、世界恒久平和の実現に向けて 1955 年 6 月に「世界連邦平和都市」（現亀岡市「世界連邦・非核平和都市」宣言（2010 年 6 月 10 日議決））を宣言するとともに、同和問題（部落差別）の解決を目指し、市全体で取組を進め、その取組の中で積み上げた成果や手法を活かし、あらゆる人権問題を解決するため、亀岡市「生涯学習都市」宣言（1988 年 3 月 30 日議決・告示第 22 号）に掲げる「人間の尊重」及び 2005 年 11 月に改定した亀岡市民憲章に謳う「平和と人権の根づくまち」に基づく人権尊重のまちづくりを推進してきました。

その取組の成果として、亀岡市男女共同参画条例、亀岡市犯罪被害者等支援条例、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例、亀岡市子どもの権利条例を制定したほか、亀岡市パートナーシップ宣誓制度の創設等を通じて、女性、犯罪被害者、障がい者、子ども、高齢者等や、性的指向及び性自認等にかかわらず、すべての人の人権が尊重される社会の実現のため、市民とともに努力を重ねてきました。

国の取組

国においては、2016 年以降、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されるなど、差別解消に向けた取組が進められています。

課題

しかしながら、今もなお、社会的身分や出身、性別、年齢、障がいや疾病の有無、民族、人種、国籍、性的指向、性自認などを理由とした人権侵害が存在しています。また、インターネットの普及等による情報化社会の進展や、経済的格差の拡大等社会情勢の変化に伴い、複雑で多様な人権問題の解決が課題となっています。

市としての決意

すべての人の人権が尊重される社会を実現するためには、こうした複雑で多様な人権問題の解決に向け、市民一人ひとりが、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、不当な差別を許さない、不当な差別をしない、そして、あらゆる人権問題を解決するという意識を持ち、子どもの権利を大切にし、子どもの最善の利益を実現することや、障がい者等に対する必要かつ合理的な配慮を行うなど、積極的に行動していかなければなりません。

こうした共通認識の下、ここに私たちは、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、お互いを認め合い、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していく決意を表明し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び企業等の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、市民等、企業等の人権尊重の意識の高揚を図り、すべての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 企業等 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての人が基本的人権を有しており、一人ひとりの人権が相互に尊重されるものであるという認識の下、誰一人置き去りにされることなく、互いに認め合い、すべての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、互いに認め合い、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めるものとする。

(企業等の役割)

第6条 企業等は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取組を主体的に推進し、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する事項
- (2) 人権問題に関する相談及び支援体制の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定及び進捗管理等に当たっては、第10条第1項に規定する亀岡市人権尊重推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 6 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、府その他関係機関との連携を強化するなどし、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権教育及び人権啓発の推進)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりに関する市民等及び企業等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進に努めるものとする。

(相談・支援体制の推進)

第9条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の推進に努めるものとする。

(亀岡市人権尊重推進審議会の設置)

第10条 市長の諮問に応じ、本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、亀岡市人権尊重推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 第7条に規定する基本計画の策定及び進捗管理等に関すること。

(2) その他、人権尊重のまちづくりに必要な施策に関すること。
(組織等)

第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の役員又は構成員

(3) 公募の市民

(4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

犬甘野児童館の耐震診断結果報告（速報）について

1 経過

平成25年に策定した「中核館構想の方針」に基づき、「中核3館」以外の「文化センター・児童館」は、大規模改修等の対象とせず、老朽化に伴い順次施設を廃止する方針である。

「中核館」に該当しない犬甘野児童館は、大規模改修等の対象ではないが、指定緊急避難場所・指定避難所の指定を受けていることも踏まえ、今回、耐震性・安全性を確認し、問題がなければ「多目的トイレの設置」や「バリアフリー化」等の整備計画を進めることとし、本年度、犬甘野児童館耐震診断を実施した。

2 耐震診断結果（速報）

耐震性が著しく低く、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

【診断理由】

- ・柱、梁の部材断面が著しく小さい。（柱、梁が細い）
- ・屋根、壁面に使用されている資材の重量が大きい。
- ・各部材の溶接方法は、当時の基準を満たした溶接方法（隅肉溶接）を行っているが、現行基準では地震の振動などで破断し、建物全体が崩壊する可能性がある。

3 今後の対応について

- ①正式な診断報告が提出される10月末をもって、犬甘野児童館は使用停止する。
- ②児童館機能（事務室）は、11月から老人センターへ移行する。
- ③10月末までを、児童館から老人センターへの機能移行期間とする。
- ④現在、犬甘野児童館で実施されている事業や地域の行事については、老人センター一他での実施に向け調整を進める。

【施設概要】

○犬甘野児童館

所在地	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2. 3. 4番地
建築年	昭和46年（旧耐震基準）
構造	重量鉄骨造平屋建て
延床面積	282.00㎡

○西別院老人センター（併設施設）

所在地	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2. 3. 4番地
建築年	昭和60年（新耐震基準）
構造	重量鉄骨造平屋建て
延床面積	116.90㎡

犬甘野児童館 位置図

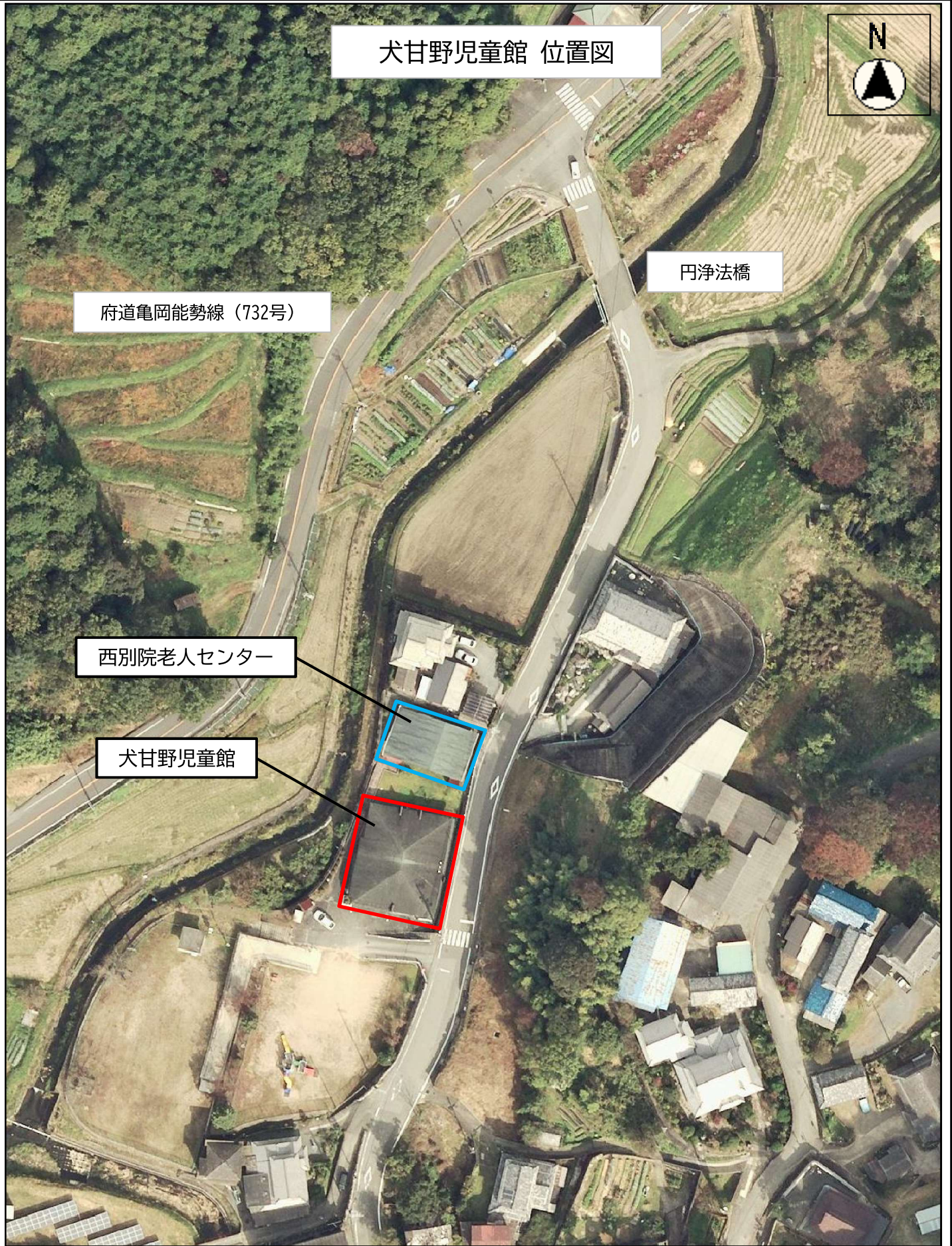


府道亀岡能勢線 (732号)

円浄法橋

西別院老人センター

犬甘野児童館



総務文教常任委員会 資料

令和5年10月24日（火）

教 育 部

第2回亀岡市学校給食検討懇話会

令和5年9月12日
亀岡市学校給食センター

1.食育基本法

食育基本法では、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものとして食育の推進が求められるとされています。

図表－1 食育基本法の概要

1. 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進し、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2. 関係者の責務等

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3. 食育推進基本計画等

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ①食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ②食育の推進の目標に関する事項
 - ③国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4. 基本的施策

- ①家庭における食育の推進
- ②学校、保育所等における食育の推進
- ③地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④食育推進運動の展開
- ⑤生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5. 食育推進会議等

- (1) 農林水産省に食育推進会議を置き、会長（農林水産大臣）及び委員（関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

2. 小中学校の児童・生徒数の推移

	小学校	中学校	合計
平成26年	4,949	2,596	7,545
平成27年	4,891	2,554	7,445
平成28年	4,842	2,497	7,339
平成29年	4,877	2,392	7,269
平成30年	4,801	2,325	7,126
令和元年	4,775	2,261	7,036
令和2年	4,688	2,270	6,958
令和3年	4,624	2,283	6,907
令和4年	4,551	2,292	6,843
令和5年	4,422	2,331	6,753

各年5月1日基準

3. 中学校選択制デリバリー弁当試食会

1.対象 市立中学校及び義務教育学校後期課程の
第1学年(第7学年) の生徒

2.期間 令和5年5月9日から5月17日
のうち3日間

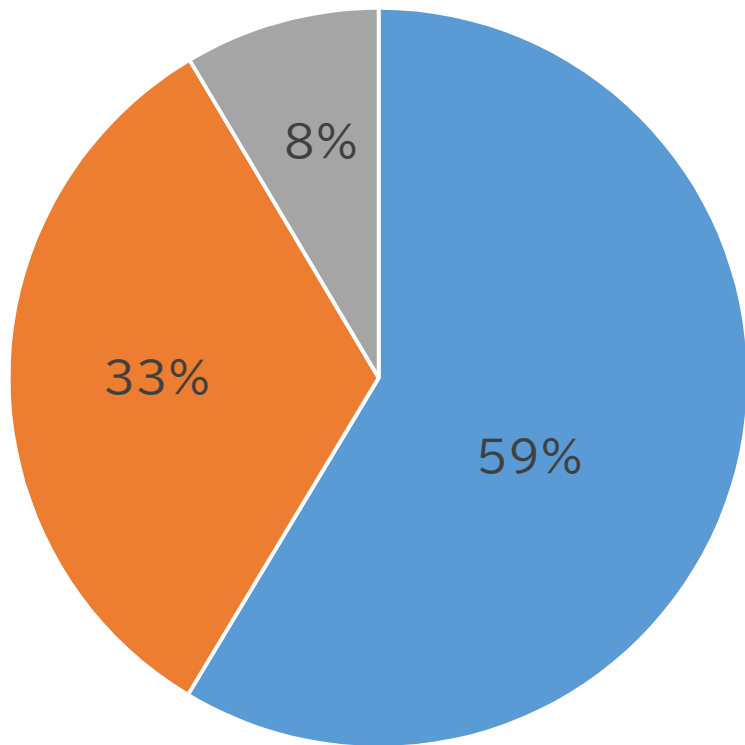
3.参加人数 750名



4.献立 鶏肉の竜田揚げ・チジミ・豚肉のオイスター炒め ほか

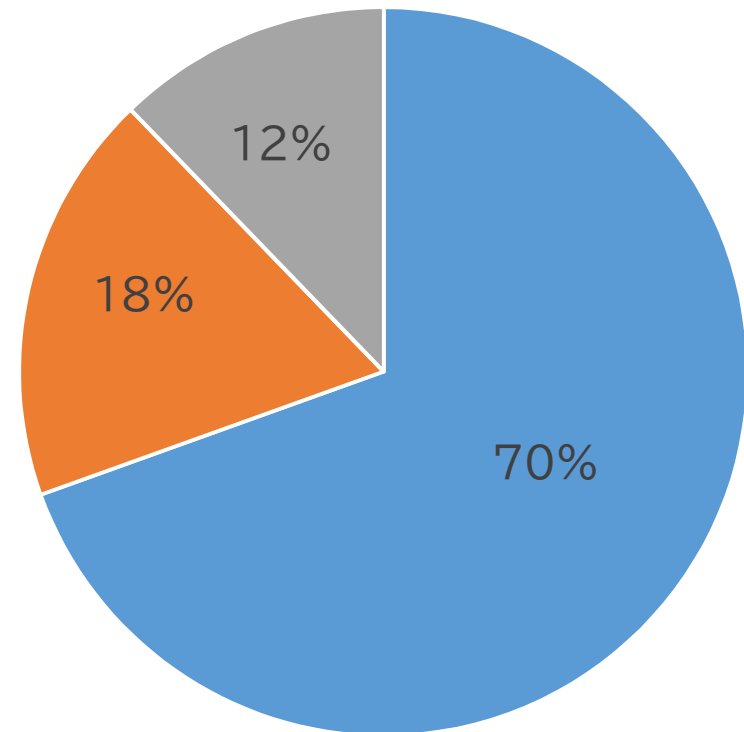
4. 令和5年度試食会アンケート

1. 本日試食したお弁当の味はどうでしたか？



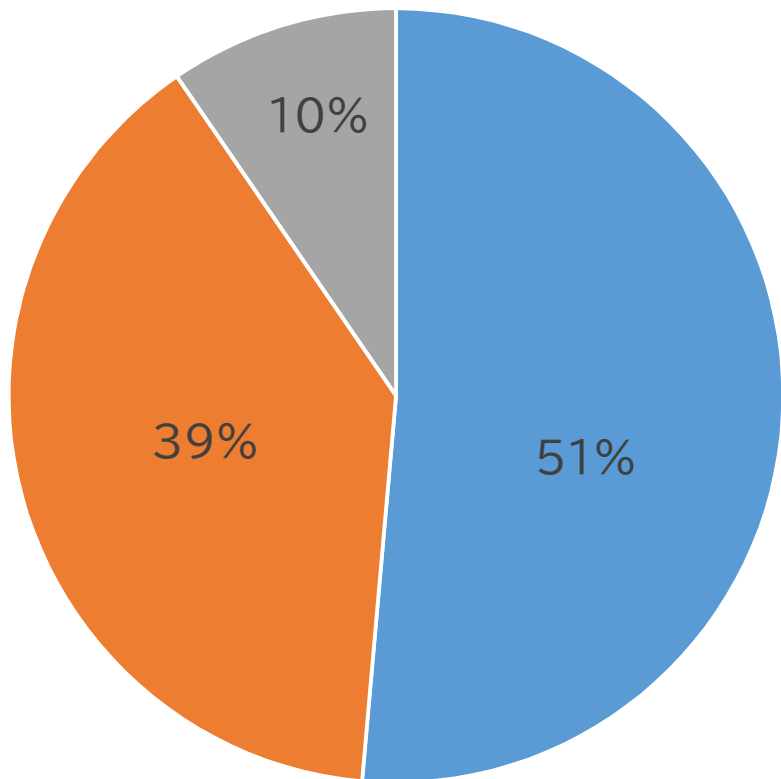
■ おいしい ■ 普通 ■ おいしくない

2. 味付はどうでしたか？



■ ちょうど良い ■ 濃い ■ 薄い

3. 献立の内容はどうでしたか？



■ 満足 ■ 普通 ■ 不満

【主な意見など】

○満足

- ・味がおいしかった。
- ・野菜も入っていてバランスが良かった。
- ・ボリュームがあってよかった。

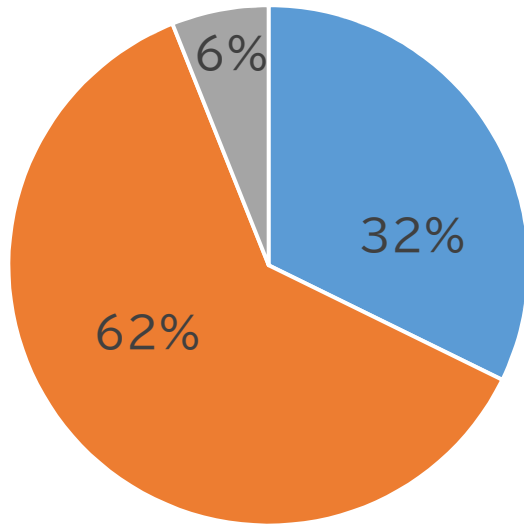
○普通

- ・嫌いなものが入っていた。
- ・量が多かった。
- ・普通の味だった。

○不満

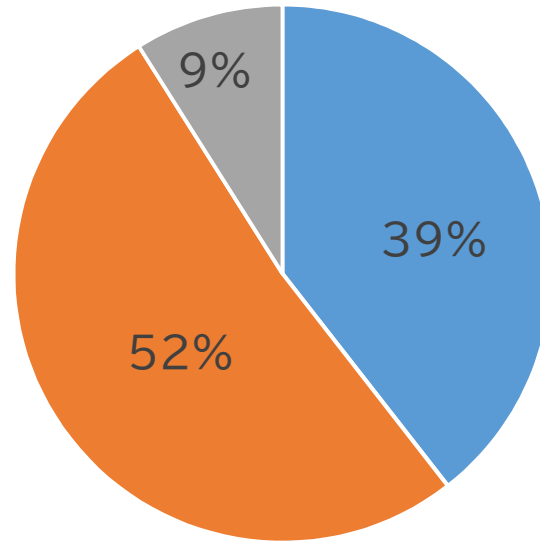
- ・メニューに嫌いなものが入っていた。
- ・量が多かった。

4. おかずの量は どうでしたか？



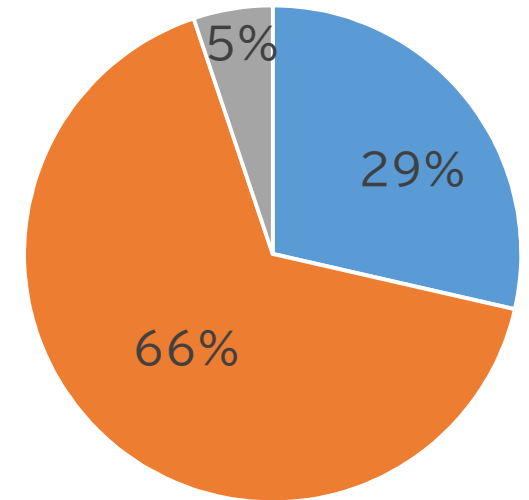
■ ちょうど良い ■ 多い ■ 少ない

5. ご飯の量は どうでしたか？



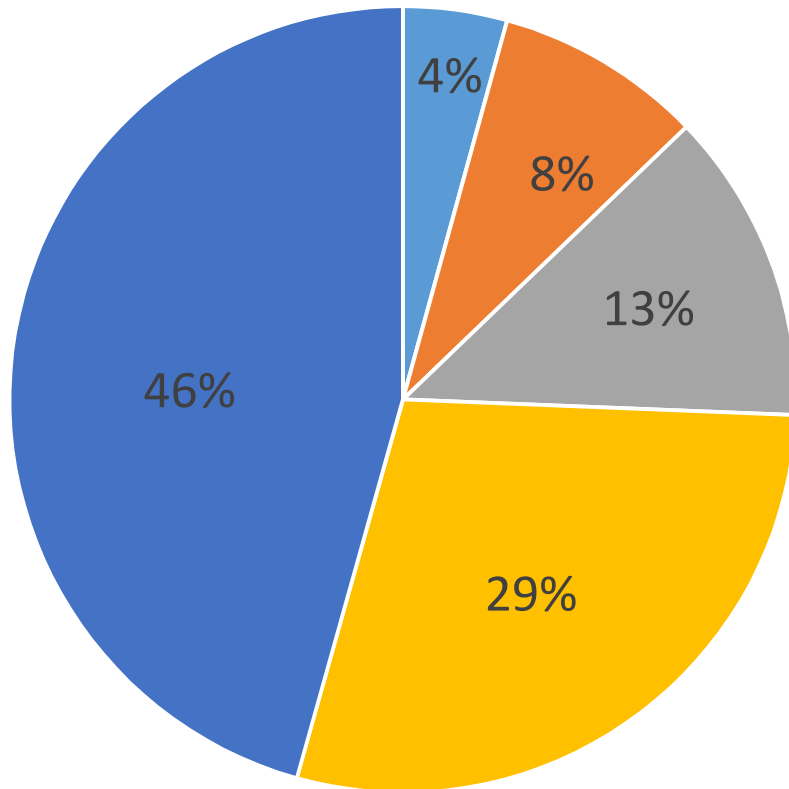
■ ちょうど良い ■ 多い ■ 少ない

6. 全体の量は どうでしたか？



■ ちょうど良い ■ 多い ■ 少ない

7. どれくらいの頻度でお弁当を注文したいですか？



■ 毎日 ■ 週に2, 3回 ■ 週に1回 ■ 月に1, 2回 ■ 注文しない

【主な意見など】

○毎日

- ・美味しかったから。
- ・家族の負担を減らしたいから。

○週に2, 3回

- ・美味しかったから。
- ・家族の負担を減らしたいから。
- ・献立の内容によって決めたいから。

○週に1回

- ・家のお弁当が食べたいから。
- ・量が多いから。

○月に1, 2回

- ・普段は家のお弁当の方がいいから。
- ・量が多いから

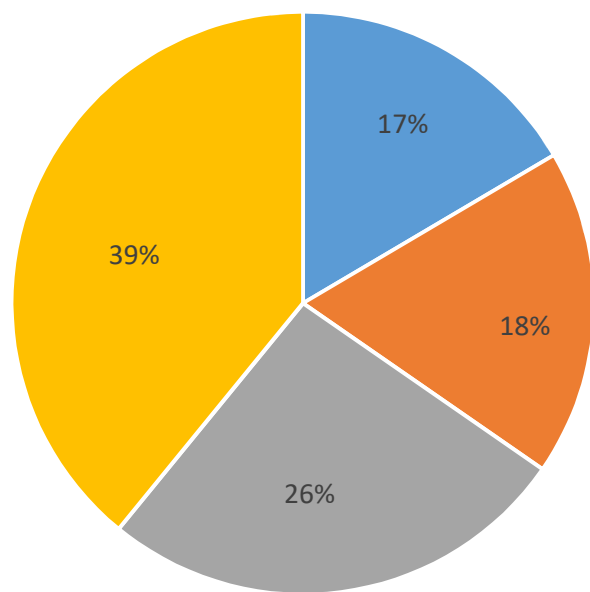
○注文しない

- ・家のお弁当がいいから。
- ・量が多いから。

5. 以前行った中学校給食に関するアンケート調査

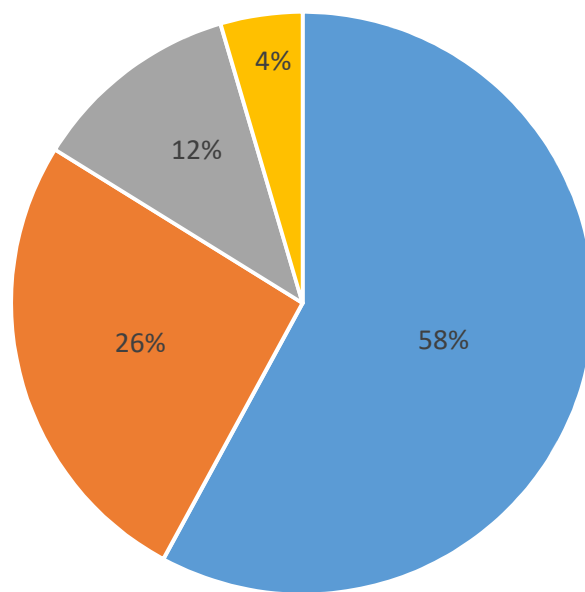
○中学校での給食を実施することについての質問

【生徒】 中学校で給食を実施することについて、どのように思われますか。



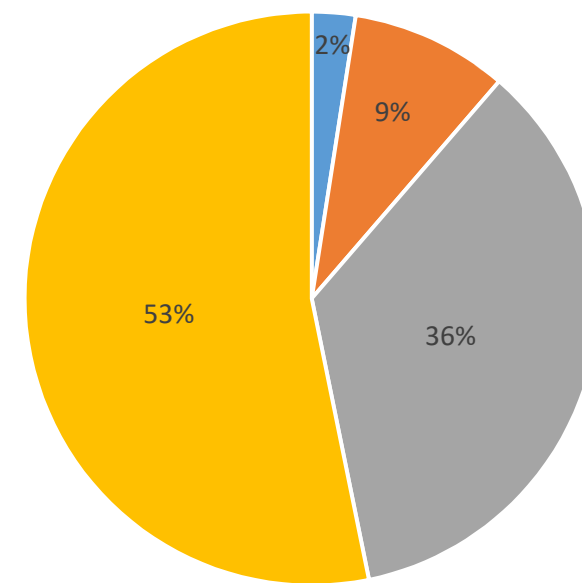
- 実施した方がよい
- どちらかといえば実施した方がよい
- どちらかといえば実施しないほうがよい
- 実施しない方がよい

【保護者】 中学校で給食を実施することについて、どのように思われますか。



- 実施した方がよい
- どちらかといえば実施した方がよい
- どちらかといえば実施しないほうがよい
- 実施しない方がよい

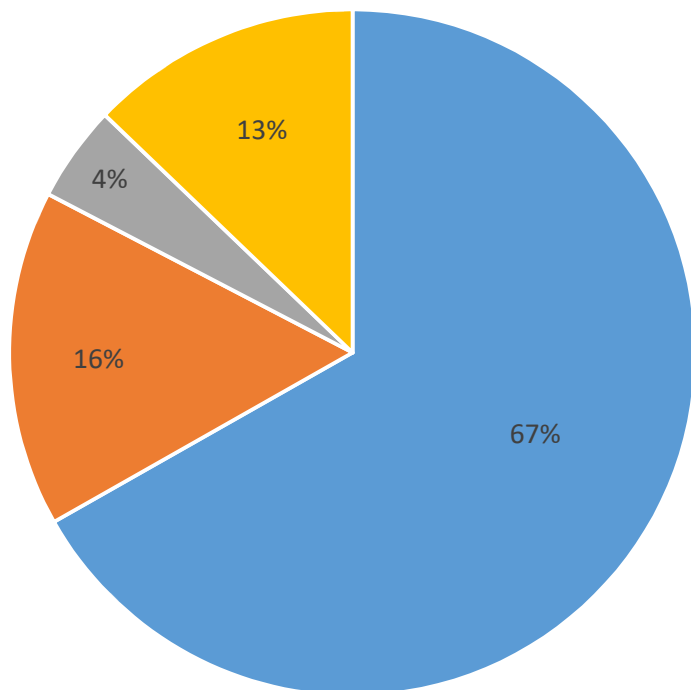
【教職員】 中学校で給食を実施することについて、どのように思われますか。



- 実施した方がよい
- どちらかといえば実施した方がよい
- どちらかといえば実施しないほうがよい
- 実施しない方がよい

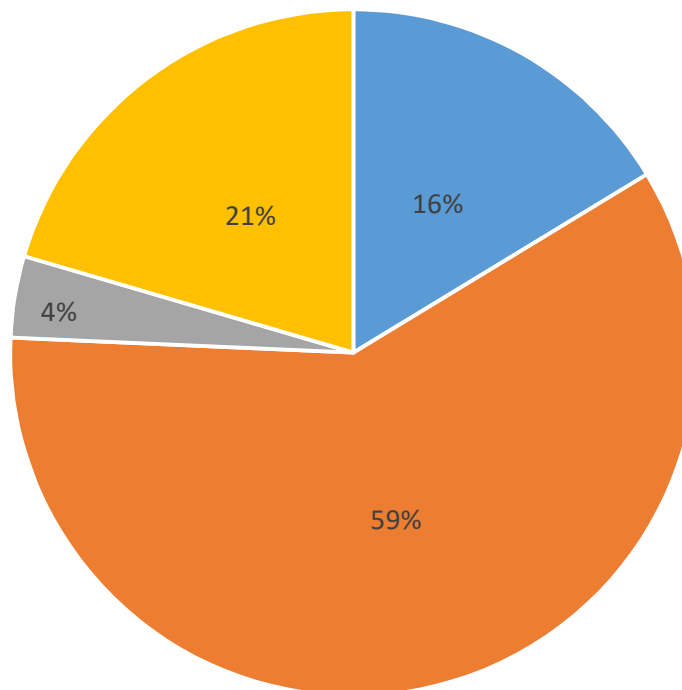
○中学校での給食の方法

【生徒】 中学校ではどのような
昼食が良いと思いますか。



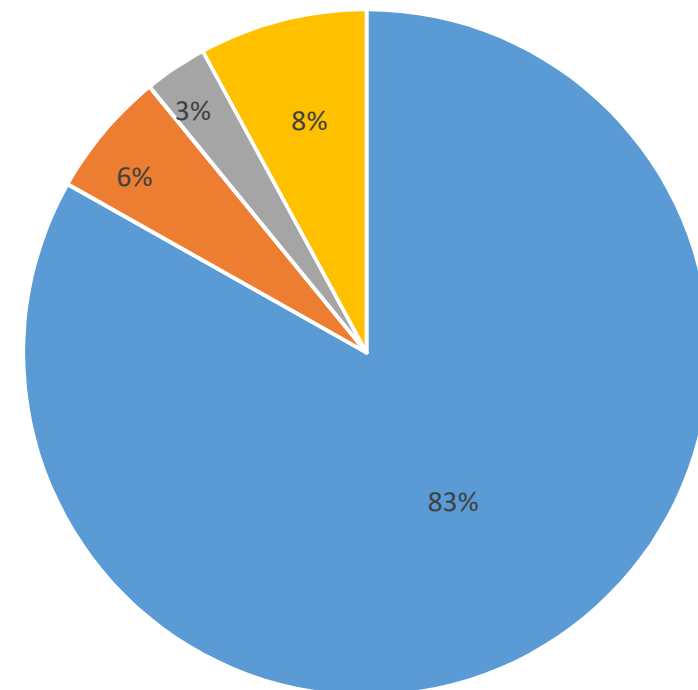
- 家庭からの弁当
- 小学校と同じような給食
- 宅配弁当
- 家庭からの弁当と宅配弁当が選択できる

【保護者】 中学校ではどのような
昼食が良いと思いますか。



- 家庭からの弁当
- 小学校と同じような給食
- 宅配弁当
- 家庭からの弁当と宅配弁当が選択できる

【教職員】 中学校ではどのような
昼食がよいと思いますか。



- 家庭からの弁当
- 小学校と同じような給食
- 宅配弁当
- 家庭からの弁当と宅配弁当が選択できる

6. 中学校給食導入コストについて

他市の導入実績について

	食数	建設費用	備考
自校方式(A)	約750食	1校あたり約5億5千万円	配膳のためのエレベーター設置費用を含む
自校方式(B)	約600食	1校あたり約3億4千万円	学校内敷地に新設
センター方式	約3,000食	約26億円	そのほか1校あたり配膳室約5,000万円、エレベーター設置6,000万円を整備
デリバリー方式	約2,000食	なし	年間約1億5,000万円で業務委託
選択制デリバリー給食方式	約7,000食	なし	年間約5億円で業務委託

7. 中学校給食に係る委託経費

【センター方式】

食数	年間委託費用(試算)	備考
約7,500食	約2億1千万円	小・中学校全員を想定
約5,000食	約1億5千万円	小学校のみの業務委託

【自校方式】

食数	年間委託費用(試算)	対象中学校(令和5年度基準)
約600食	約2千400万円	亀岡中・詳徳中
約500食	約2千200万円	東輝中・大成中
約300食	約1千700万円	南桑中
(約200食)	約1千500万円	亀岡川東学園(前期・後期課程)※参考
約100食	約1千100万円	育親中・亀岡川東学園(後期課程のみ)

8.コスト比較表

【各方式比較】

	自校方式(中学校のみ)	センター方式 (小・中合わせて)	デリバリー方式
投資経費 (建設費用 +配膳室等整備)	約26億円～約28億円	約41億円～約43億円	約7億円
年間委託料	約1億3千万円～ 約2億3千万円	約2億円～約3億円	約2億円～約3億円
現給食センター整備及び 運用費用	約33億円～約35億円	なし	約33億円～約35億円
合計	約60億3千万円～ 約65億3千万円	約43億円～約46億円	約42億円～約45億円

※費用等についての積算は、現段階における事務局内部の試算です。
投資経費については建設費用のみの試算となります。

第3回亀岡市学校給食検討懇話会

令和5年10月19日
亀岡市役所 別館3階

1.今年度の振り返り

○第1回懇話会(令和5年7月3日)

- ・亀岡市学校給食検討懇話会について
- ・学校給食センターの現状について

○第2回懇話会(令和5年9月12日)

- ・亀岡市の小中学校の児童・生徒数について
- ・中学校選択制デリバリー弁当へのアンケートについて
- ・中学校の給食に関するアンケートについて
- ・導入コスト及び委託経費について

○学校給食センターの視察

◇内部視察の様子



◇配送の様子



◇給食



◇給食試食会の様子



2. 配膳及び昼食時間比較

	12:00	12:10	12:20	12:30	12:40	12:50	13:00	13:10	13:20	13:30	13:40	13:50	14:00	
亀岡市内小学校			4時間目終了	休憩	配膳・給食			掃除	昼休み			5時間目開始		
亀岡市内中学校					4時間目終了	休憩	昼食	昼休み		5時間目開始				
他市中学校A					4時間目終了	配膳	給食		昼休み		5時間目開始			
他市中学校B						4時間目終了	配膳	給食		片付け		掃除		5時間目開始
他市中学校C						4時間目終了	配膳	給食		昼休み		5時間目開始		

※各市町とも学校ごとに多少の時間割の違いがある

3. 令和5年度アンケート

【アンケート対象】

亀岡市内中学校及び義務教育学校の教職員・生徒及びその保護者

【調査期間】

令和5年8月29日から令和5年9月22日

【回答数】

- 生徒 413件
- 保護者 599件
- 教職員 136件

【共通質問項目】

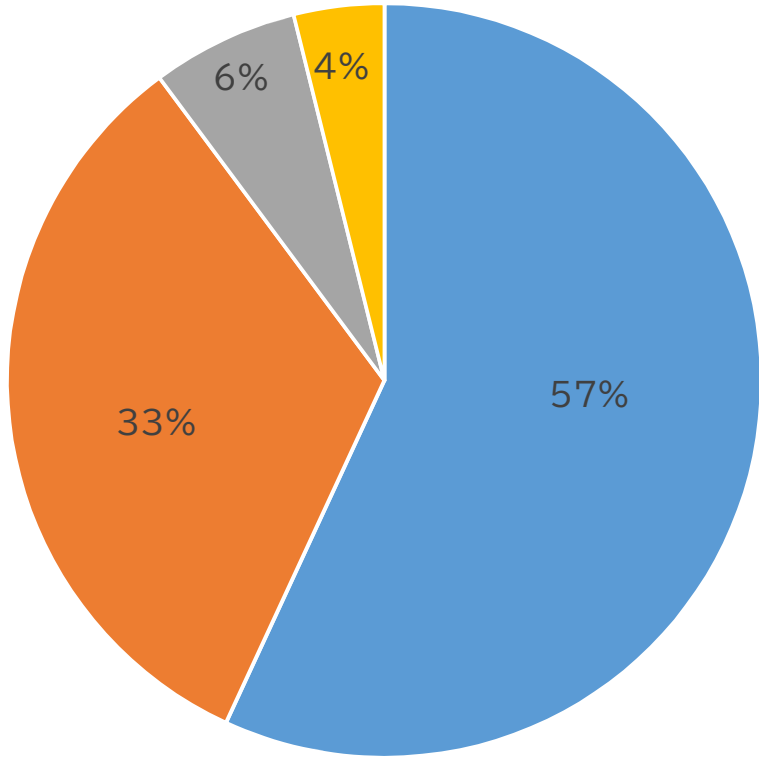
- 中学校ではどのような昼食が良いと思いますか
- 中学校で給食を実施することについて、どのように思われますか

↓

- 給食を実施した方が良いと思う理由
- 給食を実施しないほうが良いと思う理由

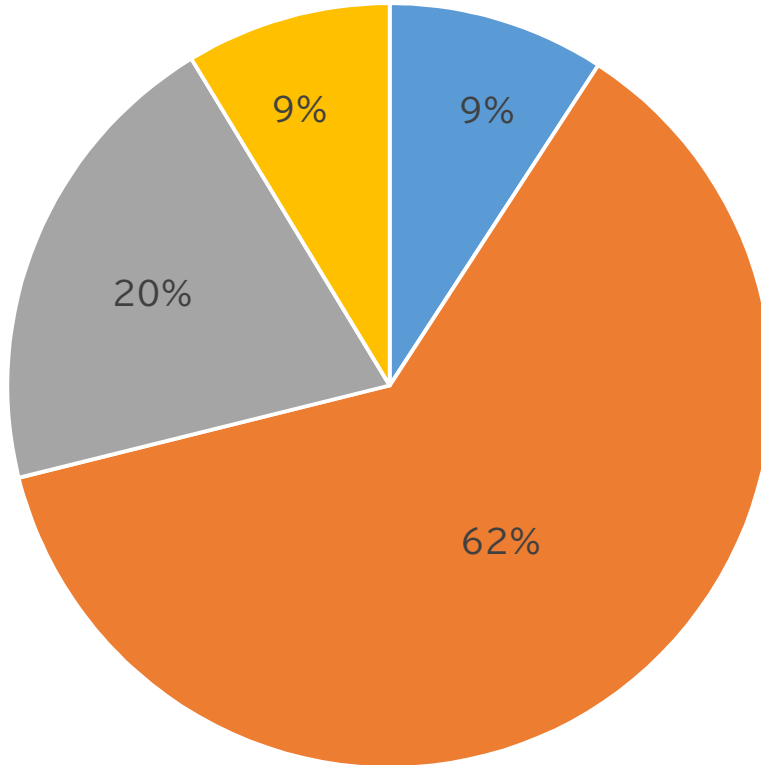
など

【生徒】中学校ではどのような
昼食が良いと思いますか



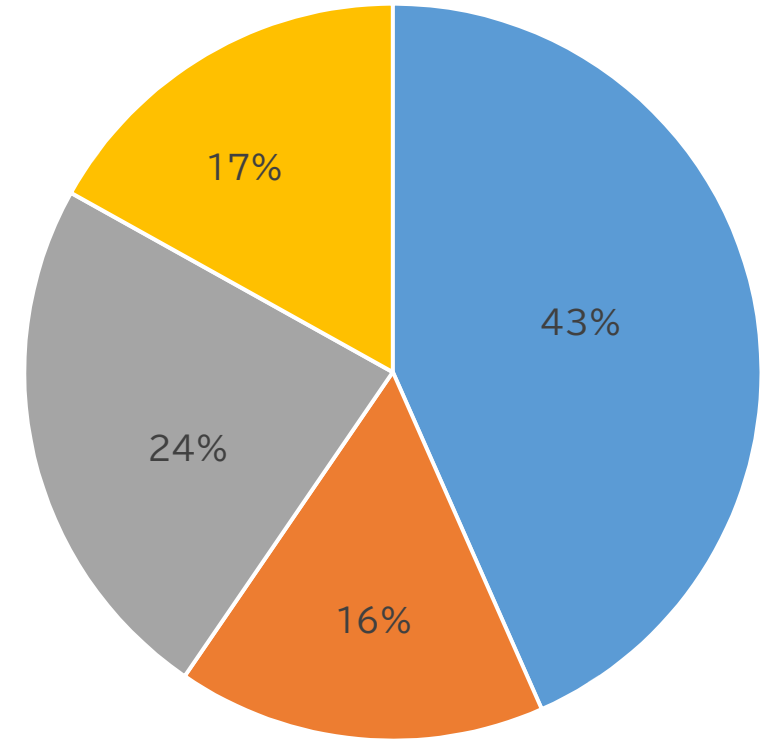
- 家庭からの弁当
- 小学校と同じような給食
- 各学校で作る給食
- 全員喫食のデリバリー弁当

【保護者】中学校ではどの
ような昼食が良いと思いますか



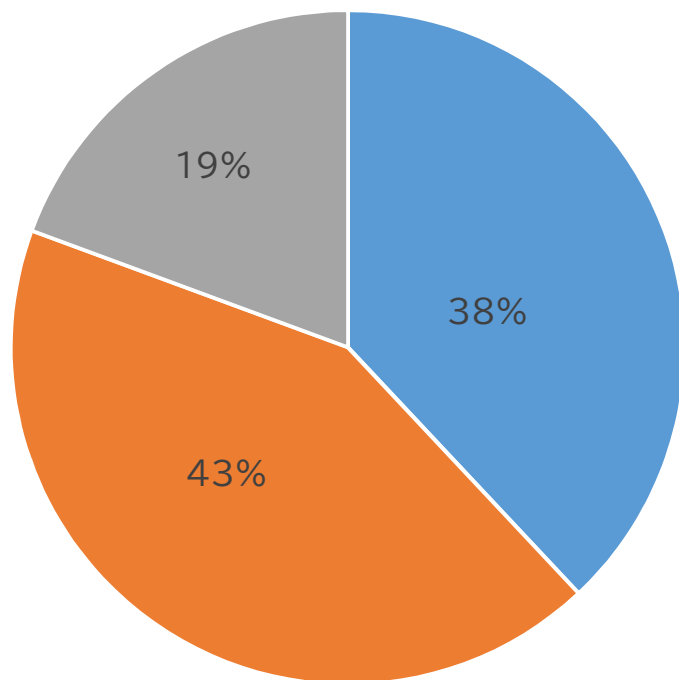
- 家庭からの弁当
- 小学校と同じような給食
- 各学校で作る給食
- 全員喫食のデリバリー弁当

【教職員】中学校ではどの
ような昼食がよいと思いますか



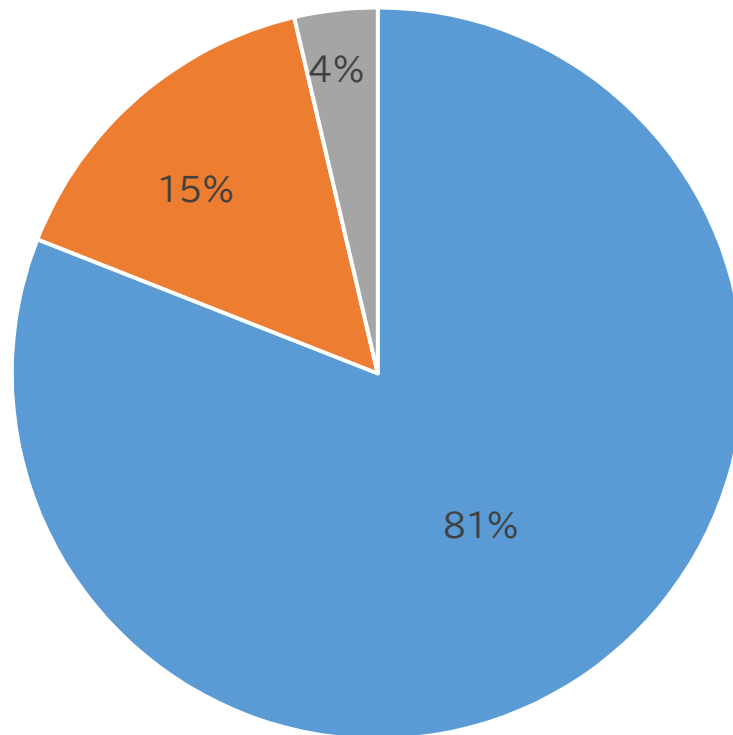
- 家庭からの弁当
- 小学校と同じような給食
- 各学校で作る給食
- 全員喫食のデリバリー弁当

【生徒】中学校で給食を実施することについて、どのように
思われますか



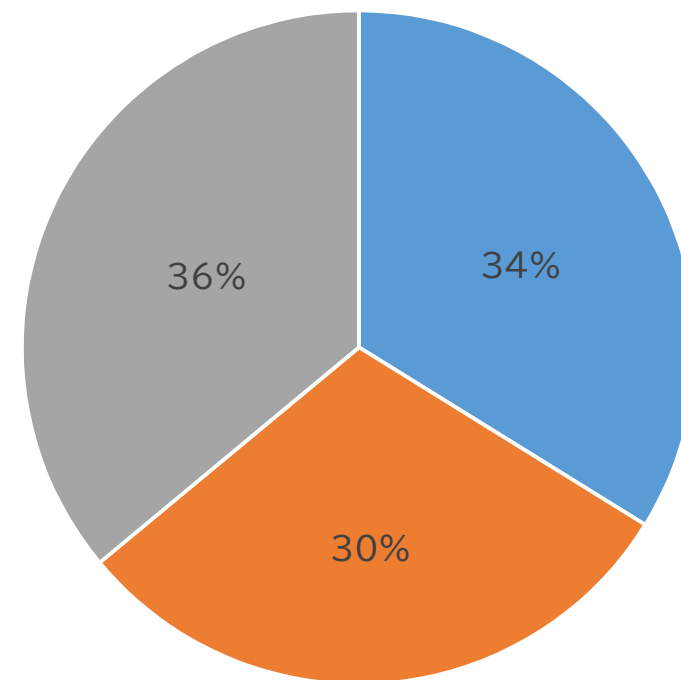
- 実施した方がよい
- どちらでもよい
- 実施しない方がよい

【保護者】中学校で給食を実施
することについて、どのように
思われますか



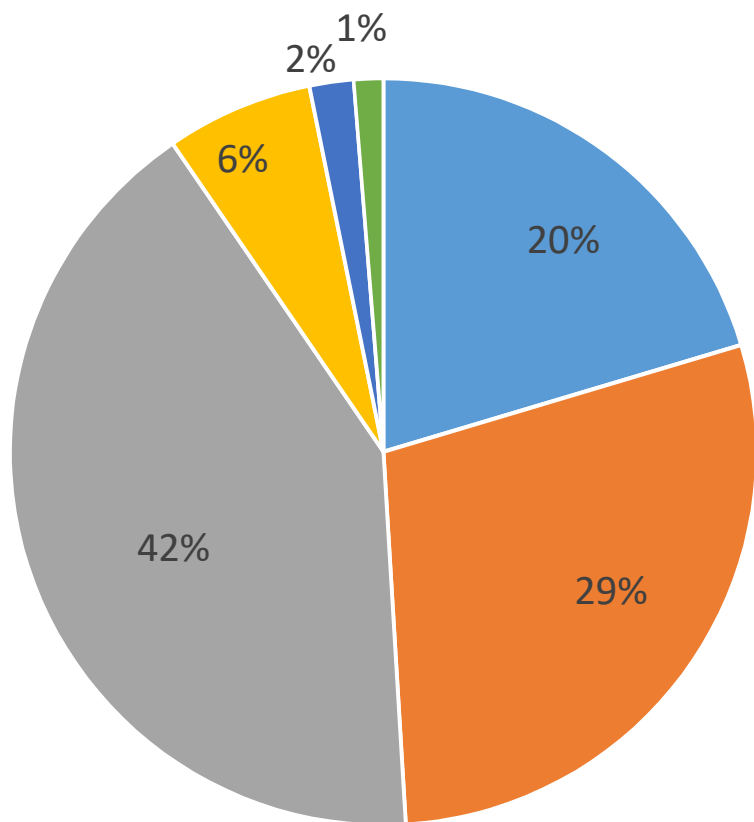
- 実施した方がよい
- どちらでもよい
- 実施しない方がよい

【教職員】中学校で給食を実施する
ことについて、どのように
思われますか



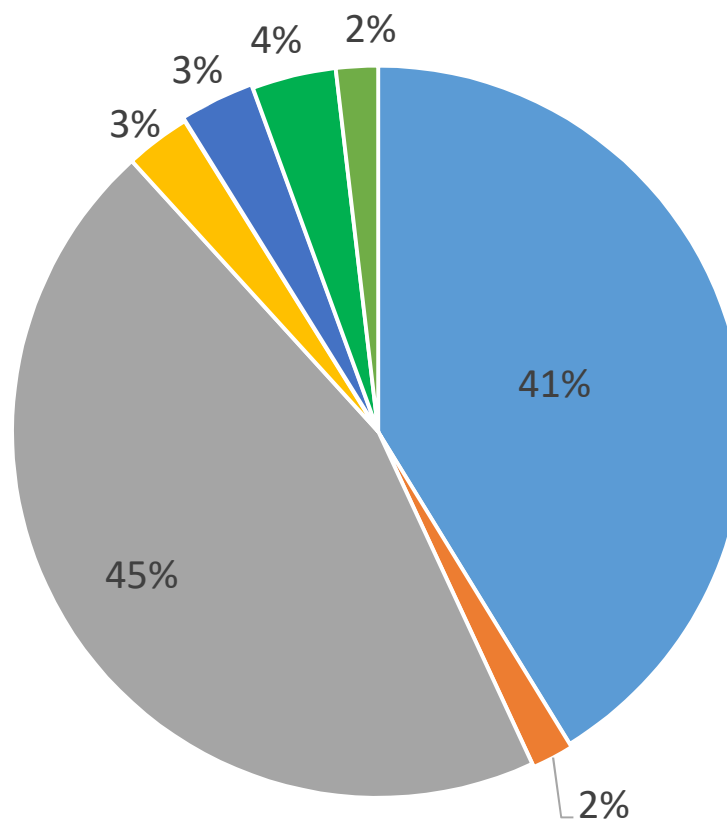
- 実施した方がよい
- どちらでもよい
- 実施しない方がよい

【生徒】給食を実施した方が良いと思う理由



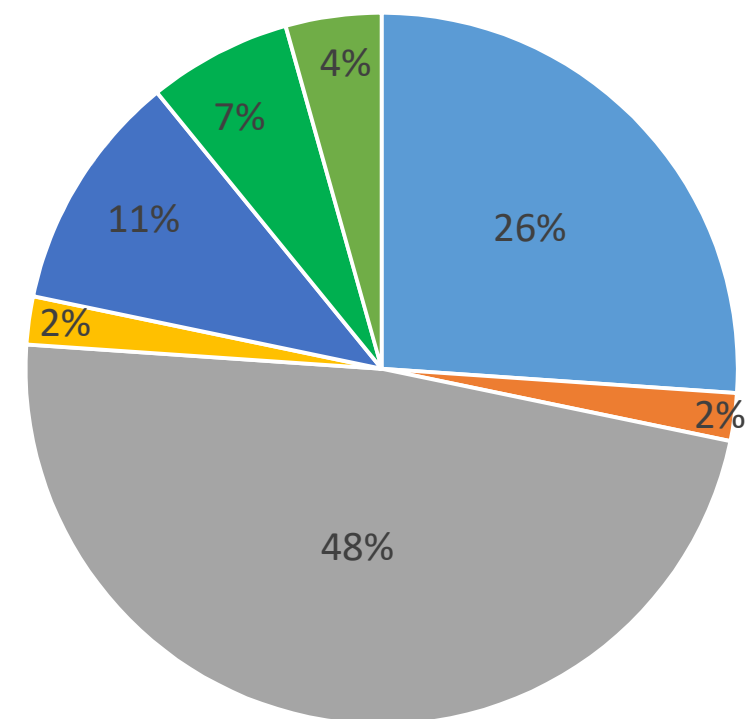
- 栄養バランスが良いから
- おいしいと思うから
- 家庭での弁当作りの負担が軽減されるから
- みんなと同じものを食べられるから
- 昼食が十分に取れていない生徒がいるから
- 食育の機会になるから
- その他

【保護者】給食を実施した方が良いと思う理由



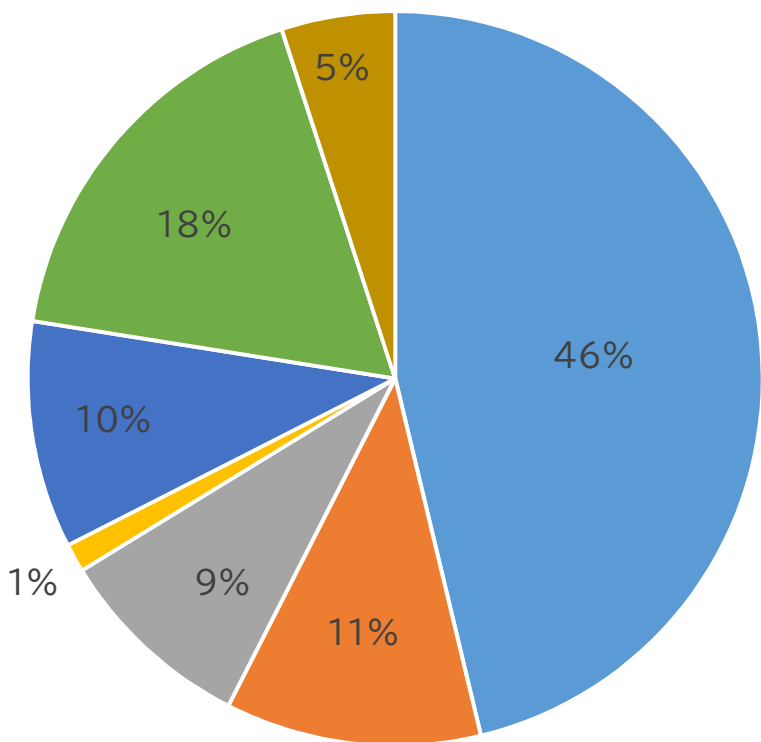
- 栄養バランスが良いから
- おいしいと思うから
- 家庭での弁当作りの負担が軽減されるから
- みんなと同じものを食べられるから
- 昼食が十分に取れていない生徒がいるから
- 食育の機会になるから
- その他

【教職員】給食を実施した方がよいと思う理由



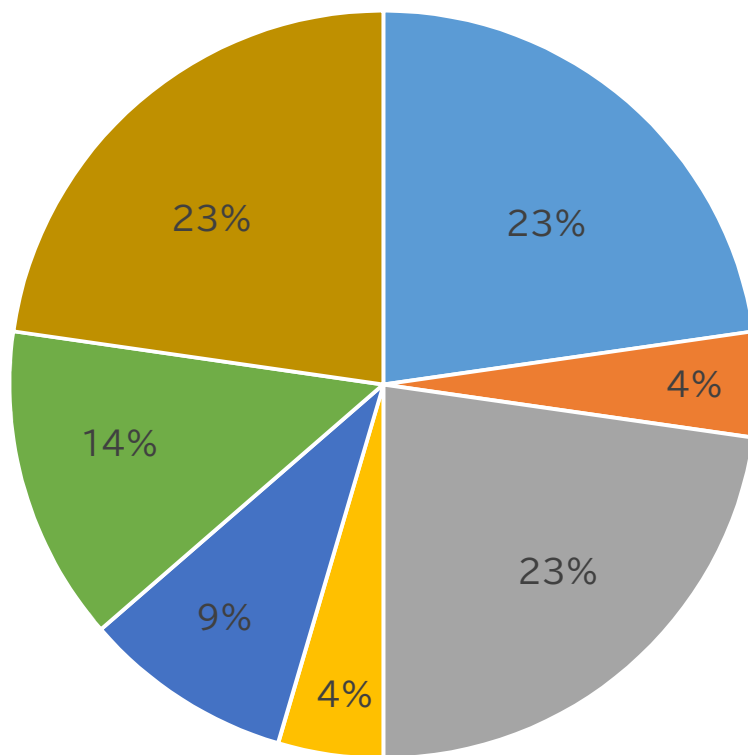
- 栄養バランスが良いから
- おいしいと思うから
- 家庭での弁当作りの負担が軽減されるから
- みんなと同じものを食べられるから
- 昼食が十分に取れていない生徒がいるから
- 食育の機会になるから
- その他

【生徒】給食を実施しない方が良いと思う理由



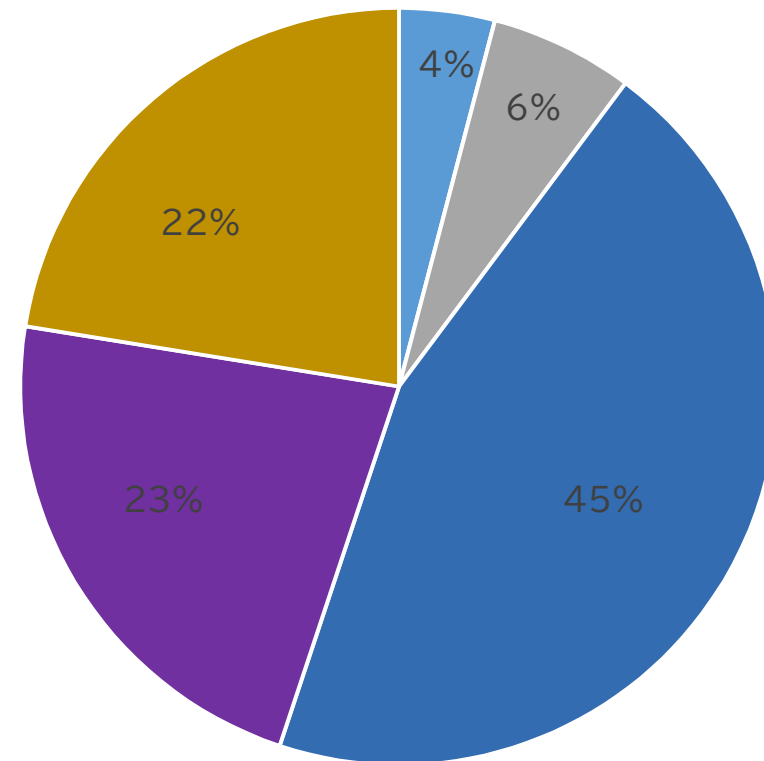
- 自分の好みに合わないから
- 量が適当でない
- 食べる量に個人差があるから
- アレルギーがあるから
- 配膳に時間がかかるから
- 弁当は好きなものが食べられるから
- その他

【保護者】給食を実施しない方が良いと思う理由



- 生徒の好みに合わないから
- 量が適当でない
- 食べる量に個人差があるから
- 生徒にアレルギーがあるから
- 配膳に時間がかかるから
- 弁当は作った人の気持ちが伝わるから
- その他

【教職員】給食を実施しない方がよいと思う理由



- 生徒の好みに合わないから
- 食べる量に個人差があるから
- 配膳に時間がかかるから
- 教職員の負担が増えるから
- その他

4. 提言書に向けて

1. 提言書に向けての議論

○亀岡市学校給食検討懇話会での意見内容について

○給食センターの老朽化について

○中学校給食導入の実施方式について

- ・自校方式

- ・センター方式

- ・デリバリー方式

○提言として

令和5年度かめおか児童クラブの取組状況について

Ⅰ 夏季休業期間の開設状況等について

(1) 開設期間 令和5年7月21日(金)～8月28日(月)

(2) 開設教室数 18校32教室

(3) 入会児童数 (人)

	R4	R5	増減
6月1日現在①	1,033	1,210	177
8月1日現在② (夏季休業期間のみ 入会児童含む)	1,240	1,379	139
増減(①-②)	207	169	
10月1日現在	969	1,177	208

※7月平均出席率 62.4% 8月平均出席率 56.7%

(4) 職員体制 (人)

	年度当初	夏季休業期間	増減
支援員	60	58	△2
支援補助員	50	52	2
補充補助員	48	111	63
人材派遣	—	5	5
計	158	226	68

(5) 開設教室

夏季休業期間中の入会児童数の増加に伴い、保育スペースを確保するため、夏季休業期間中のみ新たに小学校教室を借用して開設を行った。

また、児童クラブの保育環境の改善を図るため、学校管理者と協議のうえ、活用されていないコンピューター教室を改修し、児童クラブ教室に転換し活用している。

○夏季休業期間中に追加で小学校教室を借用した児童クラブ

6校【亀岡小学校(1)、安詳小学校(2)、吉川小学校(1)、蕨田野小学校(1)、千代川小学校(2)、詳徳小学校(1)】

※ () 内は借用した教室数

○コンピューター教室を活用している児童クラブ

3校【亀岡小学校、安詳小学校、千代川小学校】

2 かめおか児童クラブのICT化の推進

かめおか児童クラブのICT化を図り、保護者と児童クラブ間の通常連絡に加え、気象警報発表時等の緊急一斉連絡を、保護者のスマートフォン等を通じて出来るように、パソコン等の業務上必要な機器を各児童クラブに配置し、専用アプリや通信環境の整備を行う。

(1) パソコンの導入【令和5年9月から運用開始】

各児童クラブにパソコン、プリンター及びインターネット接続環境を配備し、業務の効率化を図る。お便り、児童出席簿等の作成、各種申請様式の共有、社会教育課とのメールによる連絡が可能となった。

(2) 連絡アプリの導入【令和5年12月から一部試験導入、令和6年度本格稼働予定】

児童クラブと保護者間の連絡手段として、スマートフォン専用アプリを導入し、情報共有の迅速化、保護者の利便性の向上及び負担軽減を図る。出欠確認、連絡のやり取り、メッセージの一斉配信が可能となる。

(3) 新システムの導入【令和6年1月導入予定】

現システムで対応できない一時利用に伴う入会児童や負担金の管理を可能にし、円滑かつ効率的な事務の推進を図る。